

資料2-2 (共通)	H22.3.25
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

# 利用者負担軽減措置に係る 本市の取扱いについて

平成22年3月25日

千葉県障害者自立支援課

## 1 負担上限月額の設定の取扱いについて

国が利用者負担軽減措置を実施するにあたり、本市では以下のとおり取り扱うこととします。

- (1) 課税世帯の方(原則として負担上限月額が4,600円、9,300円及び37,200円の方)

本軽減措置の対象外です。

- (2) 所得段階区分が生活保護である方及び個別減免等により既に負担上限月額が0円の方

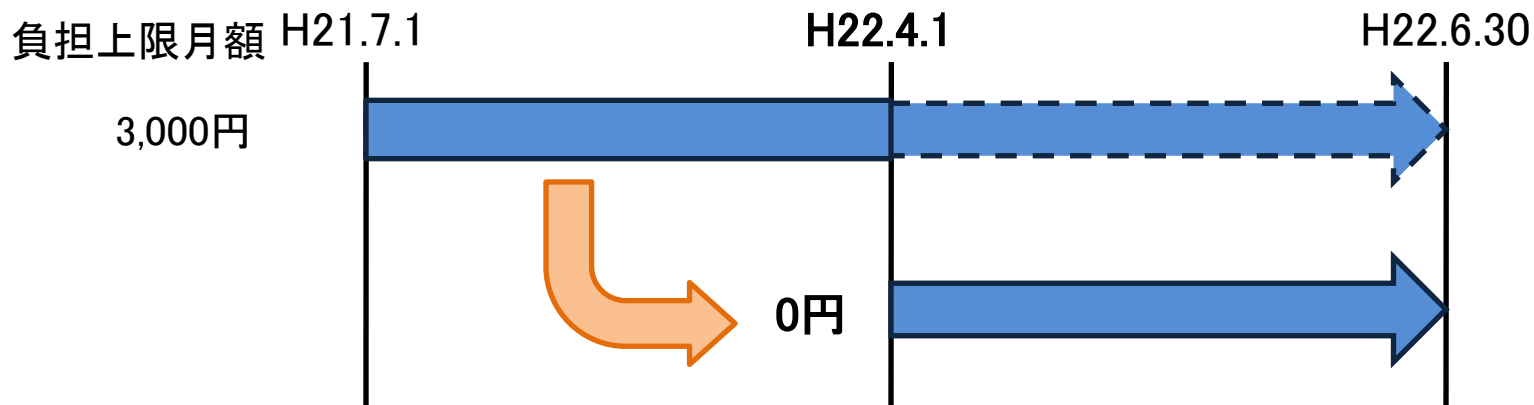
負担上限月額の変更を要しないため、平成22年4月1日付での変更処理等を行いません。

(3)(1)及び(2)以外で負担上限月額を終期が平成22年3月31日の方

**負担上限月額の更新の際に当該額を0円に変更します。**  
(サービスの支給決定の終期が同日である方がほとんどです。)

(4)(1)、(2)及び(3)以外の方

負担上限月額の有効期間の途中での負担上限月額の変更を要しますが、申請勧奨を行うことによる利用者の方の負担軽減等のため、**職権により4月1日付で負担上限月額を0円に変更します。**また、その際の負担上限月額の終期は直前の終期と同一とします。



## 2 地域生活支援給付の取扱いについて

別添の平成22年2月26日付事務連絡(以下「事務連絡」と言います。)によりお知らせしたとおり、障害福祉サービスとの統合上限額管理を行っていることに鑑み、障害福祉サービスと同様の対象者の負担上限月額を0円に変更します。

なお、事務処理等については障害福祉サービスに準じますことを申し添えます。

### 3 本市支給決定者の方の決定処理等について

#### (1) 事前のお知らせ

事務連絡でお知らせしたとおり、平成22年2月中旬に、2月上旬の時点での職権処理の対象者の方々に別添の別紙1及び別紙2のとおり通知を送付しました。また、それ以外の利用者負担軽減措置対象者の方にも、サービスの更新申請時等に各区担当者から負担上限月額の変更について別添の別紙2及び別紙3にてご案内しています。

#### (2) 決定通知等の送付について

現在負担上限月額の変更処理を各区で行っており、3月中に受給者証の更新を行えるよう順次決定通知等を発送する予定です。

なお、施設入所者及びケアホーム又はグループホーム入居者の方の障害福祉サービス受給者証の更新につきましては、ご多忙中大変申し訳ございませんが、事務連絡でお願いしたとおり、平成21年4月時と同様に原則として施設等へタックシール送付させていただき、施設等の職員の方にシールの貼付をお願いいたします。

なお、施設等に受給者証がない等で施設等で受給者証の更新を行えない場合は、事務連絡でお知らせしたとおり、お手数ですが各区の担当者までお知らせいただきますようお願いいたします。

## 4 上限額管理事務について

負担上限月額が0円に変更される方につきましては、障害福祉サービスにおける上限額管理及び地域生活支援給付との統合上限額管理の双方において上限額管理の対象外となります。

本措置により対象外となる方につきましては、本市が職権で上限額管理期間終了の処理を行いますので、上限額管理を終了した旨の本市への報告等は不要です。

しかしながら、4月1日以降の上限額管理結果票作成事務等につきましては、必ず利用者の方の決定内容等をご確認いただき、対象外となる方の把握をお願いするとともに、上限額管理事業所と関係事業所との連絡調整方ご理解ご協力のほどよろしく申し上げます。

なお、上限管理対象者でなくなった方について、上限額管理の有効期間の終期を平成22年3月31日とする情報を

本市から国保連合会へデータ伝送しますので、平成22年4月サービス提供分(同5月請求分)以降は、障害福祉サービスの請求について、上限管理の対象外となった方について次のとおりにして下さるようお願いいたします。

- 受給者情報について、上限額管理が平成22年3月31日で終了した旨入力
- 3月までの上限額管理事業所の方におかれましては、上限額管理結果票を伝送しない。
- 明細書等の上限額管理に係る欄を空欄とする。

上記の取扱いについて遺漏がありますと、3月までの上限額管理事業所及び関係事業所双方の請求がエラーとなる可能性がありますので十分にご留意くださるようお願いいたします。



## 5 その他の負担軽減措置について

(1) 特定障害者特別給付費(補足給付)、食事提供体制加算及び医療型個別減免(療養介護利用者の方のみ)について

今回の利用者負担軽減措置による取扱いの変更はありませんので、金額及び算定方法は現在と変わりありません。

(2) 高額障害福祉サービス費及び高額地域生活支援給付費について

本措置につきましては、所得段階区分が低所得1及び低所得2の方の負担額が0円となることに伴い、同所得段階区分に属する方につきましては、基準該当サービスに係る高額障害福祉サービス費以外は算定されなくなります。

なお、前述の方に係る平成22年3月サービス提供分以前の負担額については、平成22年4月以降も高額障害福祉サービス費等を申請可能です。

### (3)本市の激変緩和措置について

本措置につきましては、現在対象となっている所得段階区分が低所得1及び低所得2の方の全ての方の負担上限月額が0円となることに伴い、制度を廃止いたします。

なお、平成22年3月サービス提供分の負担額については、引き続き平成22年度以降も申請可能です。

## 6 その他の留意事項について

### (1) 平成22年4月以降の障害者自立支援給付支払等システムへの非課税世帯の入力について

平成22年4月以降、医療型個別減免適用者以外については、市民税非課税世帯について所得段階区分が低所得1か低所得2かを認定する必要がなくなりますが、障害者自立支援給付支払等システム上の受給者情報の設定について、原則として低所得1に設定すべきとしているものの、実際の給付費支払い事務取扱い上どちらに設定しても支障はないとされています。

よって、事業所の皆さんの事務負担を軽減するため、平成22年4月以降の非課税世帯の方の受給者情報入力については、現在の所得段階区分のまま負担上限月額を0円とすることで差し支えないこととします。

## (2) 障害福祉サービス受給者証の更新等について

現在、各区において利用者負担軽減措置適用者についての決定処理を順次行っておりますが、本市全体で2,000人を超える方について平成22年4月1日付の処理を行う見込であり、特に障害福祉サービス受給者証については、各区窓口においてタックシールを貼付することに更新を行うことから、全ての支給決定者の方の受給者証の更新等を3月31日までに完了できない可能性があります。

よって、事業者の皆様におかれましては、必要に応じ、利用者の方に送付する決定通知書の内容等をご参照いただき、各区担当者へご連絡いただく等の手段により、平成22年4月以降の負担上限月額金額等についてご留意いただきますようお願いいたします。

特に、現在上限額管理を行っている利用者の方のうち負担上限月額が0円となる方につきましては、平成22年4月

サービス提供分より上限額管理事務を要さなくなることから、  
ご多忙中申し訳ありませんが一層のご配慮をお願いいたします。

## (参考) 利用者負担軽減措置実施に係る対応一覧表

世帯の変動等による負担上限月額の変更がない場合を想定しています。

○障害者の方(20歳未満の施設入所者の方を除く)

所得段階 区分	負担上限月額		上限額管理の終期 ※	上限額管理結果票又は負 担額一覧表の送付※
	～平成22年3月	平成22年4月～		
一般	37,200円	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
	9,300円	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
低所得2	1円～24,600円	0円	平成22年3月31日 に変更	平成22年4月提供分以降 不要
	0円	(変更なし)	-	-
低所得1	1円～15,000円	0円	平成22年3月31日 に変更	平成22年4月提供分以降 不要
	0円	(変更なし)	-	-
生活保護	0円	(変更なし)	-	-

※ 上限額管理対象者の方のみ

## ○障害児及び20歳未満の施設入所者の方

所得段階 区分	負担上限月額		上限額管理の終期 ※	上限額管理結果票又は負 担額一覧表の送付※
	～平成22年3月	平成22年4月～		
一般	37,200円	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
	9,300円	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
	4,600円	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
低所得2	6,000円	0円	平成22年3月31日 に変更	平成22年4月提供分以降 不要
	3,000円	0円	平成22年3月31日 に変更	平成22年4月提供分以降 不要
	1,500円	0円	平成22年3月31日 に変更	平成22年4月提供分以降 不要
	0円	(変更なし)	-	-
低所得1	3,500円	0円	平成22年3月31日 に変更	平成22年4月提供分以降 不要
	1,500円	0円	平成22年3月31日 に変更	平成22年4月提供分以降 不要
	0円	(変更なし)	-	-
生活保護	0円	(変更なし)	-	-

※ 上限額管理対象者の方のみ